

都市緑地法運用指針の改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>9 緑化地域制度</p> <p>(5) 緑化規制</p> <p>① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ カーボンニュートラルの実現の観点から電気自動車の普及を図る上で、市街地においては、自家用車での来訪が想定される商業施設等における電気自動車用の充電器の設置が求められている（カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備についての提言（再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース令和4年11月））。当該商業施設等の建築物の敷地への電気自動車の充電器等の設置に当たり、緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該建築物を法第35条第2項第2号の要件に該当するものとして認め、許可することが考えられる。</u></p> <p>エ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化</p>	<p>9 緑化地域制度</p> <p>(5) 緑化規制</p> <p>① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化</p>

改正後	現行
を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。	を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。